

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定（令和2年5月22日改正）  
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直すこととし、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図る。

## 1 基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象地域から解除されたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県の対処方針により、5月15日から「レベル2（感染拡大に防止に向けたフェーズ毎の主な対応）」として、人と人との接触機会の削減の協力をお願いするとともに、積極的疫学調査による感染者の早期発見に取り組んでいる。
- 再陽性者以外の新規感染者がない状態が一定程度続いており、国が基本的対処方針で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した直近1週間の10万人当たりの累積報告数が0.5人以下であること等を満たしており、ゴールデンウィーク期間中の感染状況等の影響を注視してきたが、現時点で、県の専門員会議としては、「レベル1」の状況であるとの意見。
- 専門家の意見や国の対処方針等を踏まえ、総合的に判断し、レベル1として対応し、外出の自粛や施設の使用制限等は、基本的に解除されることになるが、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、5月31日（国の緊急事態宣言期間予定）まで、移動の自粛やイベント開催の制限等に取り組むとともに、感染拡大を予防する新しい生活様式に取り組むようお願いする。
- なお、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2 移動の自粛について（法第24条第9項）【令和2年5月31日まで】

緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避けること。また、その他の都道府県についても、帰省や旅行など不要不急の移動は避けること。

## 3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第24条第9項）

(1) 次の表に掲げる区分の業種については、使用制限の協力要請を解除することとし、各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、業界団体や県が策定した該当する施設ごとの感染防止対策（別紙1～4）に基づいて対策（3つの密や濃厚接触）を徹底するよう要請する。

また、これらの施設については、これまでクラスターが発生するなどのリスクの高さを鑑み、施設の使用再開にあたって、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

区分	対象施設	施設ごとの感染防止対策
運動，遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設	別紙1 スポーツ施設（スポーツクラブなどの運動施設）の営業再開に向けた感染予防対策について
遊興施設等	カラオケボックス・カラオケ喫茶	別紙2 カラオケボックス等の営業再開に向けた感染予防策について
	ライブハウス	別紙3 ライブハウスの営業再開に向けた考え方について
	キャバレー，ナイトクラブ，スナック，バー，ダーツバー，パブ，風俗等に関する営業	別紙4 飲食店での新型コロナウイルス感染症対策の推進について

(2) レベル2，レベル3の移行時に既に解除している施設についても、「新しい働き方様式」の活用と，業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に基づいて，レベル1の対策を引き続き徹底するよう要請する。

### (3) 食事提供施設

酒類の提供時間の夜10時までを解除し，通常営業とする。

《食事提供施設の積極的な取り組み》

- ・従業員は，マスクや目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒の実施を行う。
- ・間仕切りを活用すること，真正面の席を避けること。
- ・座席の間隔をあけること（1m，できれば2m）。
- ・個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分の利用とする。 など

(4) 学校施設については，令和2年5月31日までの休業を基本とする。

### (5) イベント開催の制限【令和2年5月31日まで】

- ・屋内であれば100人以下，かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・屋外であれば200人以下，かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ，次のような感染防止対策を講じた上で，開催することができる。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用等，適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で，大声での発声，歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また，全国的かつ大規模な催物等の開催については，リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう，主催者に慎重な対応を求める。

なお，イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や，導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

## 4 県民に対する要請（法第24条第9項）【令和2年5月31日まで】

- ① 外出する場合には，「3つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。

- ② これまで全国でクラスターが発生した施設において、3 - (1) に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ③ 屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- ④ 緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避けること。また、その他の都道府県についても、帰省や旅行など不要不急の移動は避けること。
- ⑤ 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑥ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑦ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

## 5 事業者に対する要請（法第24条第9項）【令和2年5月31日まで】

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染、接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 「3- (5) イベント」を除き、屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ③ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ④ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑤ 緊急事態宣言が発令されている都道府県への不急の出張や人の往来は、感染防止の観点から厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不急の移動は避けること。
- ⑥ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。